

# 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



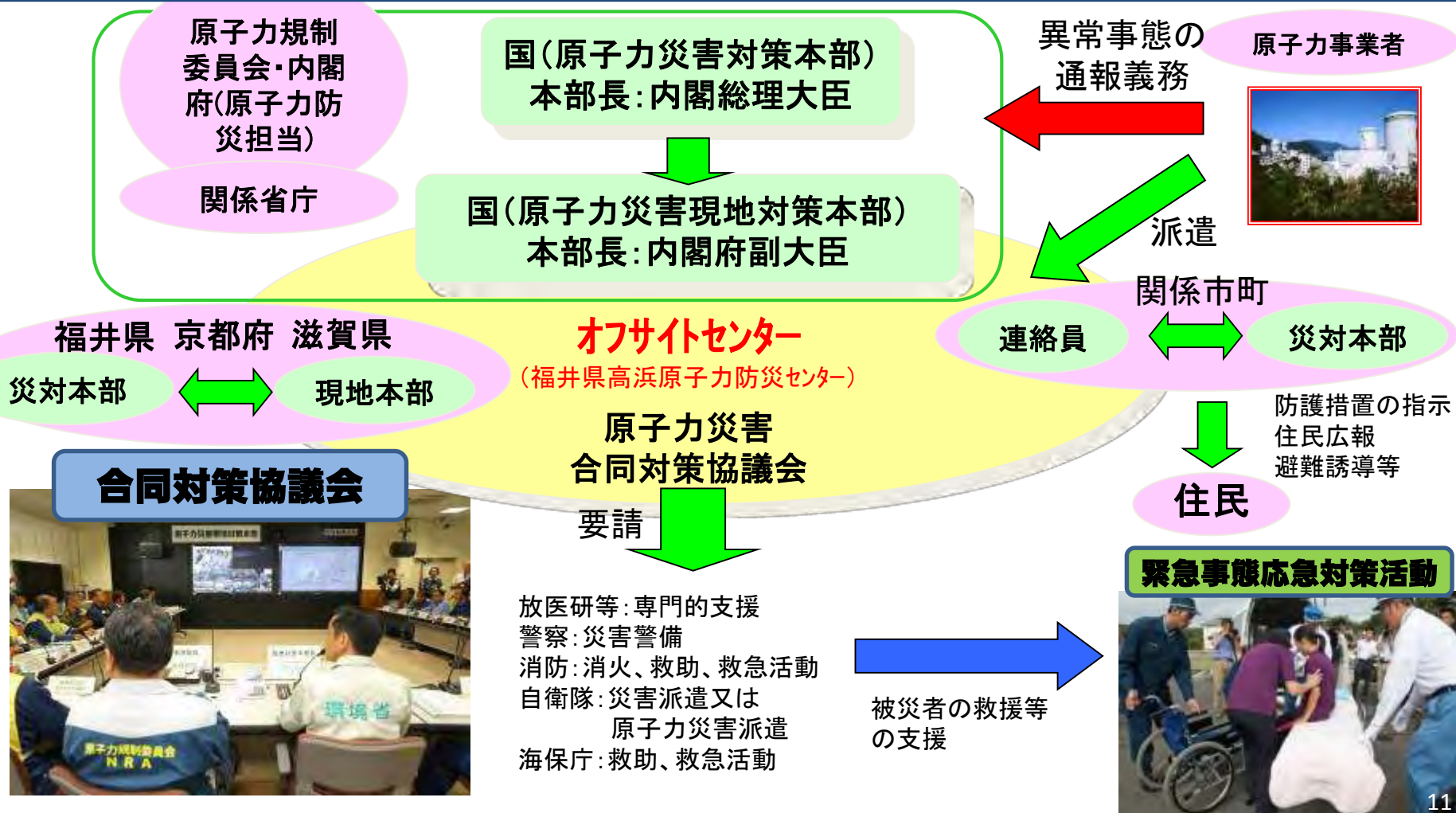
(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル  
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

# 関係府県及び関係市町の対応体制

- 警戒事態で、関係府県及び関係市町は、災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。



- 警戒事態の前段階から、原子力規制庁及び内閣府(原子力防災担当)の職員が参集し、現地オフサイトセンター(OFC)及び原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、道府県・市町村等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。

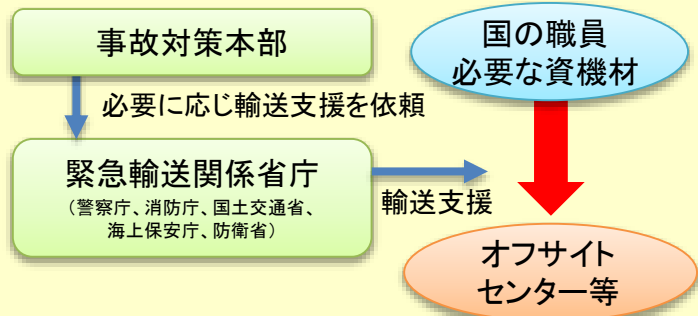




# 国の職員・資機材等の緊急搬送【P】

- 施設敷地緊急事態発生後の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員をオフサイトセンター及び各府県庁に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

## ＜具体的な移動及び輸送支援のスキーム＞



## ➤ 放射線防護対策

・オフサイトセンターの放射性物質汚染防護対策は完了。  
換気設備・フィルタ設置、窓枠の二重化等の気密性向上、除染用仮設テント等は、平成26年3月末に完了。

## ➤ 電源対策

・非常用発電機、燃料タンクの増設及び電源車用電源受け口の設置により継続して電源を確保。  
(非常用発電機、燃料タンク増設工事は平成26年3月末に完了し、3日間分の電源を確保。  
また、福井県は、福井県石油業協同組合と協定を締結しており、オフサイトセンターなど災害対策上重要な公的施設等に優先給油される仕組みを構築し、3日以降の給油確保方策も確立。)



高浜発電所



オフサイトセンター（福井県高浜原子力防災センター）  
(発電所からの距離約7km)

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能。

- 高浜発電所の代替オフサイトセンター
- 福井県敦賀原子力防災センター\*1  
(発電所から約49km)\*2
  - 福井県美浜原子力防災センター\*1  
(発電所から約45km)\*2
- \*1 いずれも、高浜原子力防災センターと同等の放射線防護対策及び電源対策の整備を完了
- 福井県生活学習館  
(発電所から約87km)\*2
- \*2 距離は、いずれも「直線距離」となる

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。

